

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣挨拶（抄）

平成11年9月7日

於 総理大臣官邸

今後とも、地方分権推進計画に沿って、国と地方の役割分担を踏まえ、国庫補助負担金の積極的な整理合理化や、事務権限の委譲などを推進し、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税、地方交付税等の必要な地方一般財源の確保を図るよう、政府としても適切に対処してまいります。特に、法人事業税への外形標準課税の導入は、都道府県にとって重要な課題であり、今後、関係方面からの御意見等も幅広くお伺いしながら、税制調査会で御議論をいただき、地方分権を支える安定的な税制の確立に向けた具体的な検討を続けてまいります。

中沢健次議員（民主）の質問に対する保利自治大臣答弁（抄）

平成11年11月11日

於 衆・地方行政委員会

外形標準課税については、先日、マスコミ等で「12年度は断念した」というような記事がちょっと出ておりました。私からそのように申し上げたつもりはございませんし、まあ、部下の皆様方もそこまでは言い切っていない。しかし、新聞の方でそういうふうに書いてしまったという事実はございます。

つまり、外形標準課税の問題については、常に、検討を、ずーとしながら、できるだけ早くこれを導入していきたいという気持ちを持っております。また、政府税調の指し示す方向も、その方向だと思いますので、私は、そうした努力をこれからずっと積み重ねていきたいと思います。

もちろん、税調のご意向もいろいろ聞いていかなければなりません、我々としては、出来るだけ早く導入をしたい、とまあこんなふうに考えている次第でございます。

Ⅲ 主要税目の概要

個人住民税の概要

(個人住民税の性格)

・平成11年度の税制改正に関する答申(平成10年12月)(抄)

三 今後の検討課題・抜本的見直し

2 個人所得課税

「個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっていることなどを十分踏まえて検討を行う必要があると考えます。」

区 分		個 人 住 民 税			(参考) 所 得 税	
課税主体		賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県			国	
納税義務者		市町村・都道府県内に住所を有する個人等			日本国内に住所又は居所を有する個人等	
課税方式		賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）			申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）	
課税標準		（所得割）前年中の所得金額			所得金額（現年）	
所得控除		・ 基礎控除 33万円 ・ 配偶者控除 33万円 ・ 配偶者特別控除 最高33万円 ・ 扶養控除 33万円 等			・ 同左 38万円 ・ " 38万円 ・ " 最高38万円 ・ " 38万円 等	
課税最低限		夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族、1人は16歳未満） 【平成11年度】 306.3万円 【平成12年度】 309.5万円			同左 【平成11年分】 382.1万円	
税率		課税総所得金額等 標準税率 (都道府県) (市町村) (合 計) 所得 200万円以下 2% 3% 5% 700万円以下 2% 8% 10% 700万円超 3% 10% 13% 割 課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡） 一律 2% 4% 6% 均等割 都道府県（標準税率） 1,000円 人口50万以上の市（同上） 3,000円 人口5万以上50万未満の市（同上） 2,500円 上記以外の市及び町村（同上） 2,000円			課税総所得金額等 税率 330万円以下 10% 900万円以下 20% 1,800万円以下 30% 1,800万円超 37% 課税長期譲渡所得金額（同左） 一律 20%	
税額控除		二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 政策的見地からのもの（なし） 定率による税額控除 ・ 所得割額の15%相当額（限度額4万円）を控除			二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 政策的見地からのもの ・ 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除 ・ 増加試験研究費特別控除等 定率による税額控除 ・ 所得税額の20%相当額（限度額25万円）を控除	
税收（平成9年度決算額）		99,798億円			191,827億円	

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

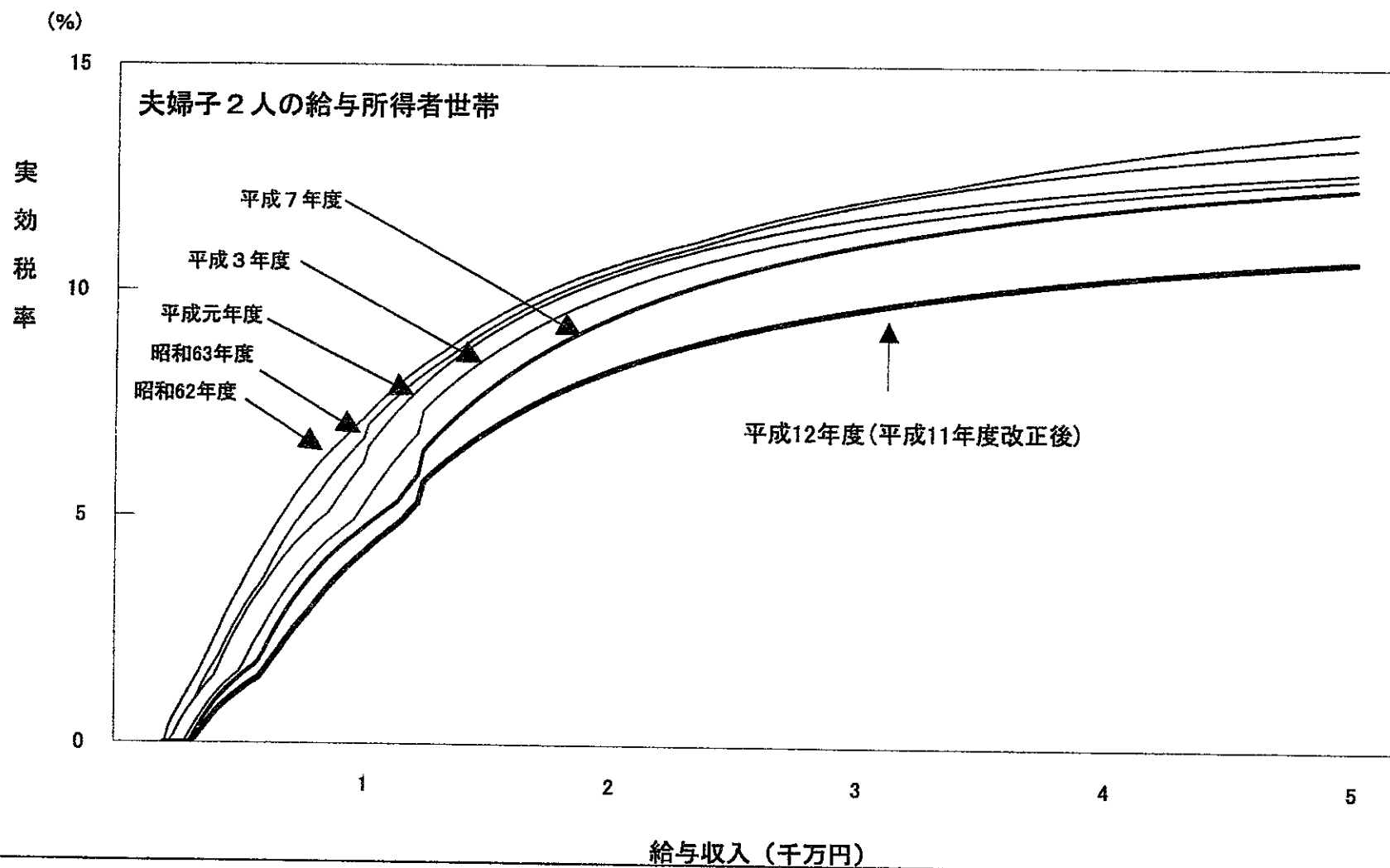
	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	88% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税	2,483.6万円 65% 55% 45% 35% 30% 20% 15% 1,431.0万円 1,046.8万円 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税	2,317.8万円 50% 43% 33% 30% 20% 15% 1,370.5万円 1,149.4万円 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税
課 税 最 低 限	（夫婦と子2人の場合） 235.7万円 （191.2万円）	327.7万円 （284.9万円）	382.1万円 （309.5万円）

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。また、現行の数値は平成12年度分である。

個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行（平成12年度分）
税 率 構 造	給与収入 5,482.7万円 → 18% 1,324.8万円 → 15% 415.8万円 → 14% 223.1万円 → 12% 11% 9% 8% 7% 6% 5% 4.5% 市町村民税 4% 道府県民税 2% 14段階	給与収入 3年3月改正前 963.0万円 → 15% 10% 509.6万円 → 10% 5% 市町村民税 4% 道府県民税 2% 3段階	給与収入 1,149.4万円 → 13% 10% 584.6万円 → 10% 5% 9年3月改正前 市町村民税 3% 道府県民税 2% 3段階
課 税 最 低 限	（夫婦子2人の給与所得者の場合） 191.2万円 （昭和62年度分）	284.9万円 （平成6年度分）	309.5万円 （平成12年度分）

個人住民税の実効税率の推移



- (注) 1. 昭和63年度以降については、配偶者特別控除が満額適用されるものとして計算している。
 2. 平成3年度以降については、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 平成7年度については、特別減税がないものとして計算している。
 4. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移

区 分			昭和 2 5 年度	昭和 2 6 年度	昭和 2 9 年度	昭和 5 1 年度	昭和 5 5 年度	昭和 6 0 年度	平成 8 年度
市 町 村 民 税	標 準 税 率	①人口50万 以上の市	年額 800円	年額 700円	年額 600円	年額1,700円	年額2,000円	年額2,500円	年額3,000円
		②人口5万以上 50万未満の市	年額 600円	年額 500円	年額 400円	年額1,200円	年額1,500円	年額2,000円	年額2,500円
		③その他の市 及び町村	年額 400円	年額 300円	年額 200円	年額 700円	年額1,000円	年額1,500円	年額2,000円
道府県民税（標準税率）			——	——	年額 100円	年額 300円	年額 500円	年額 700円	年額1,000円

個人住民税収入額	(億円)	道府県民税	A	——	——	125	8,599	14,146	21,002	26,095
		市町村民税	B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075
		計	C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170
	うち均等割	道府県民税	D	——	——	19	98	174	266	456
		市町村民税	E	85	83	70	383	529	749	1,143
		計	F	85	83	89	481	703	1,015	1,599
	D/A			——	——	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7
	E/B			18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8
	F/C			18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8

※ 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額によりあん分した数値による。

平成10年度分個人市町村民税の納税義務者の状況

(単位：万人、%)

所得割の納税義務者	A (B + C)	5,246 万人
うち 所得割及び均等割の納税義務者	B	4,364 万人
所得割のみの納税義務者 (生計同一の妻)	C	883 万人
うち 所得税の納税義務を有しない者	D	228 万人
同上の比率	D / A	4.3 %
均等割の納税義務者	E (F + G)	4,682 万人
うち 均等割及び所得割の納税義務者	F	4,364 万人
均等割のみの納税義務者	G	318 万人

「平成10年度市町村税課税状況等の調」(自治省税務局)による。

地方消費税の概要

〔 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。 〕

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成10年度収入見込額 2兆5,504億円(実績見込) 平成11年度収入見込額 2兆4,626億円(地財ベース)

※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成6年11月1日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2

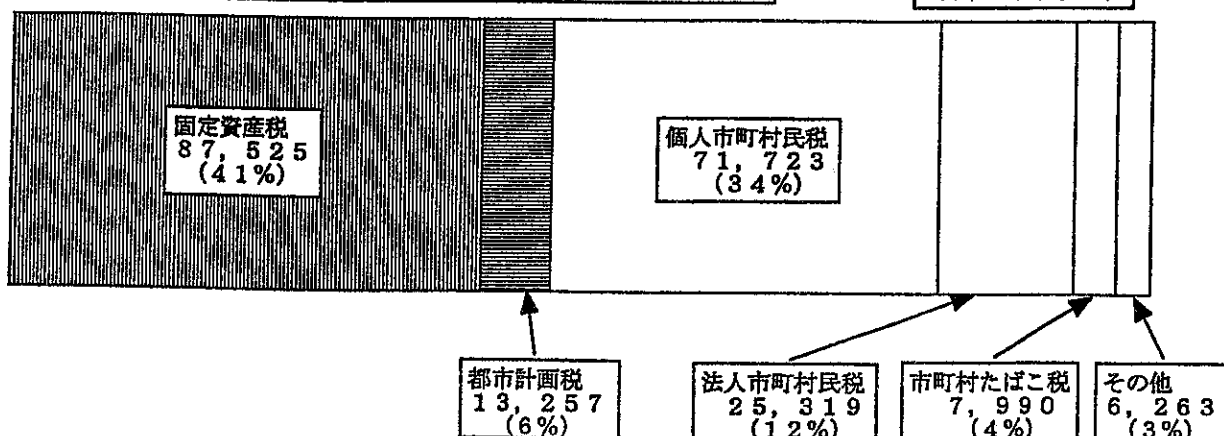
固定資産税及び都市計画税の概要

区分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税 (都市計画事業に充当するための目的税)
課税主体	全市町村 (東京23区の区域内は東京都が課税)	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数790団体)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 土地：1億7,688万筆 家屋：5,950万棟 償却資産：※	市街化区域内に所在する土地及び家屋 土地：3,962万筆 家屋：3,019万棟
納税者	土地、家屋又は償却資産の所有者 土地：3,658万人 家屋：3,544万人 償却資産：409万人	土地又は家屋の所有者 土地：1,720万人 家屋：1,989万人
課税標準	価 格 (適正な時価) ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え 小規模住宅用地 価格の1/6(平5以前 1/4) 一般住宅用地 価格の1/3(平5以前 1/2)	同 左 価格の1/3 (平5以前 特例なし) 価格の2/3 (平5以前 特例なし)
税 率	標準税率 1. 4 % 制限税率 2. 1 %	制限税率 0. 3 % { 0.3% : 382 } { 0.2%超0.3%未満 : 87 } { 0.2%以下 : 321 }
市収町村税入	決算額 土地：3兆7,052億円 家屋：3兆3,242億円 償却資産：1兆7,230億円 総 額 8兆7,525億円	決算額 (土地：8,382億円 家屋：4,875億円) 総額 1兆3,257億円

41

市町村税収の税目別の割合 (平成9年度総額21兆2,077億円)

(単位：億円，%)



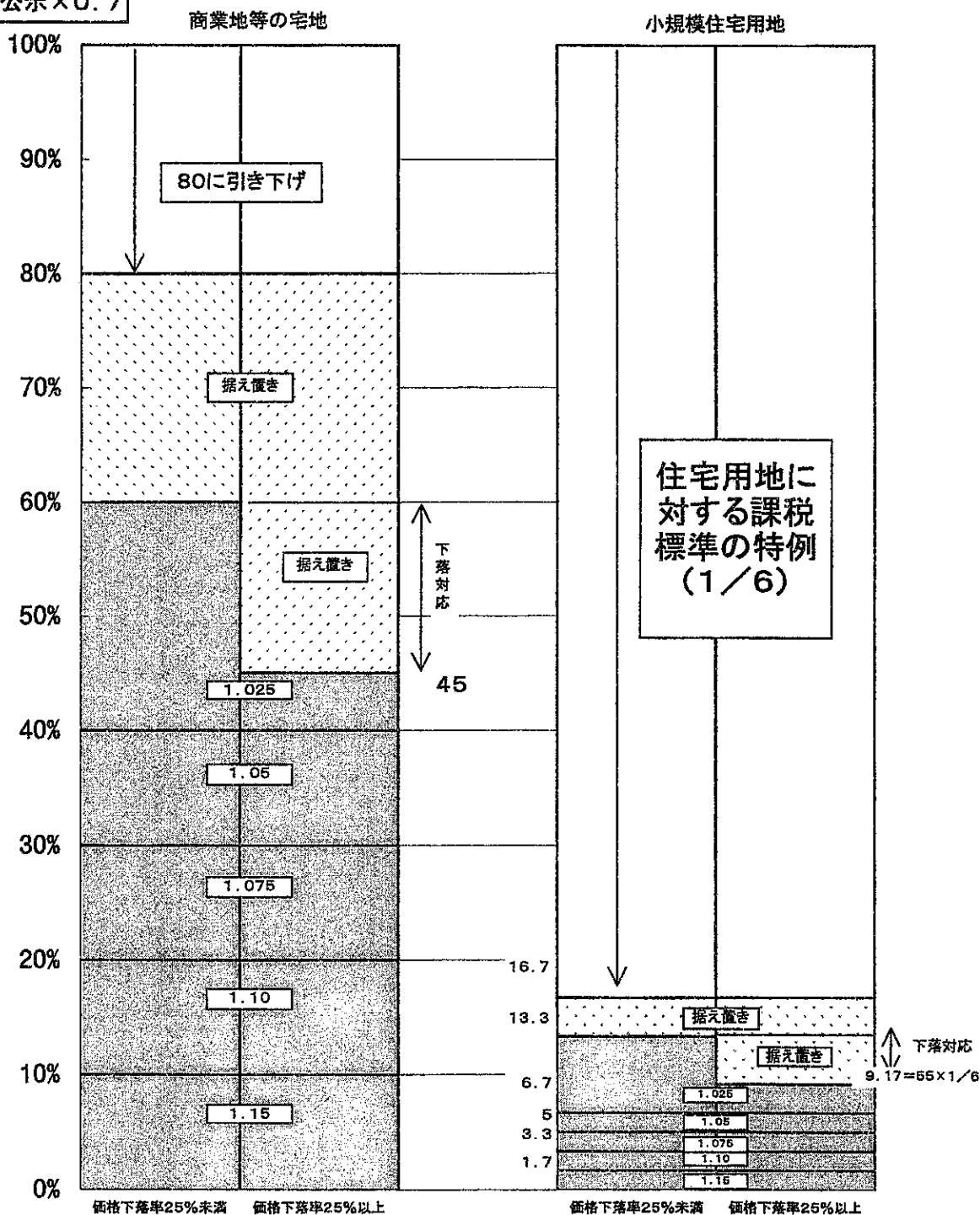
(注) 「市町村税収入」については平成9年度決算額、その他は平成10年度実績である。

土地基本法以来の経緯

年 月 日	機 関 等	題 名	内 容 (要 旨)
平成 元.12.22	法 律	土 地 基 本 法	第16条 国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡と適正化が図られるように努めるものとする。
2.10.29	土地政策審議会	土地政策審議会答申	地価公示、相続税評価及び固定資産税評価の公的土地評価については、相互の均衡と適正化を図るべきであり、その際、国民が理解しうるよう明確かつ具体的に推進する必要がある。
2.10.30	政府税制調査会	土地税制のあり方についての基本答申	…(略)…最終的には評価水準を収益価格のレベルに引き上げることとし、…(中略)…地価公示制度の中で収益価格も併せて公示される場合には、公的土地評価相互間の均衡の確保の観点から、その価格を固定資産税評価の中で活用し、土地の評価の均衡化・適正化を図っていくべきである。
2.12.19	政府税制調査会	平成3年度の税制改正に関する答申	平成6年度以降の評価替えにおいては、土地基本法第16条の規定の趣旨等も踏まえ、速やかに、地価公示価格の一定割合を目標に、評価の均衡化・適正化を推進すべき
3.1.25	閣 議 決 定	総合土地政策 推進要綱	平成6年度以降の評価替えにおいて、土地基本法第16条の規定の趣旨を踏まえ、相続税評価との均衡にも配慮しつつ、速やかに、地価公示価格の一定割合を目標に、その均衡化・適正化を推進する。
3.12.19	政府税制調査会	平成4年度の税制改正に関する答申	(平成2年12月19日の当調査会の指摘を受けて)自治省においては、…(中略)…平成6年度の評価替えにおいて、地価公示価格の7割程度を目標に評価の均衡化・適正化を図ることとし、今回、当調査会にその旨の報告があった。この場合において、…(中略)…税負担に急激な変化が生じないよう総合的かつ適切な調整措置を講ずるべきである。
5.3.31	法 律	地方税法等の一部を 改正する法律	7割評価を前提にして総合的な税負担の調整措置を法定 住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充 (小規模住宅用地：1/4→1/6 一般住宅用地：1/2→1/3) 評価の上昇割合に応じた暫定的な課税標準の特例措置の創設 よりなだらかな負担調整措置の導入
8.12.18	政府税制調査会	平成9年度の税制改正に関する答申	当面、平成9年度以降の税負担については、最近の地価の動向に配慮した措置を講ずるべきではないかとの意見があるとともに、市町村の基幹税目であり市町村財政に及ぼす影響が大きいとの意見があり、これらを踏まえて検討すべきである。
9.2.10	閣 議 決 定	新総合土地政策 推進要綱	固定資産税について、平成9年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視しつつ、適切な負担調整措置を行うこととする。(中略) 平成12年度以降の固定資産税の税負担については、同年度の評価替えの動向及び負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえたうえ、さらに負担の均衡化・適正化を進める措置を講ずることとする。

宅地に係る固定資産税の課税のしくみ(平成9年度～平成11年度)

(評価額)
地価公示×0.7



前年度課税標準額
○負担水準＝ $\frac{\text{新評価額(小規模住宅用地の場合は新評価額} \times 1/6)}{\text{前年度課税標準額}} \times 100(\%)$

平成8年度評価額－新評価額
○下落率＝ $\frac{\text{平成8年度評価額} - \text{新評価額}}{\text{平成8年度評価額}} \times 100(\%)$

据置年度における下落修正
平成10年度又は平成11年度において、さらに地価に関する諸指標から下落傾向がみられる場合には、簡易な方法により評価額に修正を加えることができる。

(注) 負担水準、下落率は、それぞれの年度における状況で判定する。

主要都市における固定資産税収の伸び率の推移(土地)

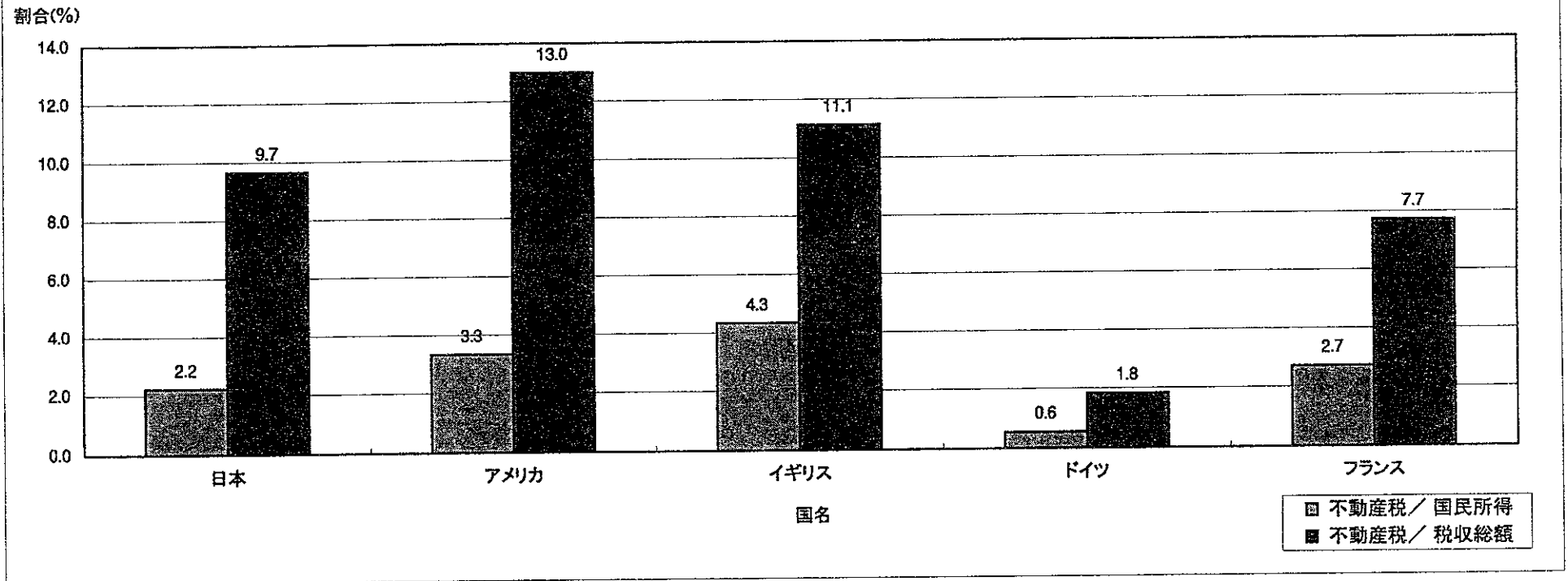
(単位: %)

変動率			H6→H7	H7→H8	H8→H9	H9→H10	H10→H11
都市名							
札幌市	札幌市	札幌市	6.31	3.80	0.46	▲ 2.73	▲ 5.85
仙台市	仙台市	仙台市	7.50	2.91	2.26	▲ 0.55	▲ 1.98
千葉市	千葉市	千葉市	7.11	4.43	3.53	0.68	▲ 0.28
特別区	特別区	特別区	7.39	5.61	▲ 1.55	▲ 1.74	▲ 0.36
川崎市	川崎市	川崎市	6.56	3.27	1.86	1.10	1.06
横浜市	横浜市	横浜市	5.35	2.78	0.07	0.00	▲ 0.20
名古屋	名古屋	名古屋	7.02	4.26	1.43	0.11	▲ 0.43
京都市	京都市	京都市	8.05	4.89	2.84	3.55	1.26
大阪市	大阪市	大阪市	10.18	3.48	▲ 2.35	▲ 4.11	▲ 0.76
神戸市	神戸市	神戸市	▲ 0.94	6.43	4.80	1.19	1.45
広島市	広島市	広島市	6.34	3.67	2.88	0.75	▲ 0.22
北九州市	北九州市	北九州市	5.13	3.05	0.00	1.18	1.08
福岡市	福岡市	福岡市	7.20	4.39	3.96	1.43	▲ 0.06

全国計	6.94	4.41	1.71	2.02	1.29
-----	------	------	------	------	------

(注) 数値は、H9までは決算額、H10は決算見込み、H11は見込み(全国計のH10及びH11は地方財政計画による額)を基にしたものであり、現年課税分及び滞納繰越分の計である。
 なお、決算見込み(H10)及び見込み(H11)については、精査の結果異動する場合がある。

国民所得及び税収総額に対する不動産税(財産税)の割合の国際比較(平成8年度)



(注) 1 不動産税(財産税)の種類

日 本……固定資産税(土地・家屋のみであり、償却資産は除く。)、都市計画税、特別土地保有税及び地価税

アメリカ……財産税(Property Tax)

イギリス……カウンシル・タックス(Council Tax)及び非居住用資産レート

ドイツ……不動産税(Grundsteuer)

フランス……既建築地税(Foncier bati)、未建築地税(Foncier non bati)及び住居税(Taxe d'habitation)

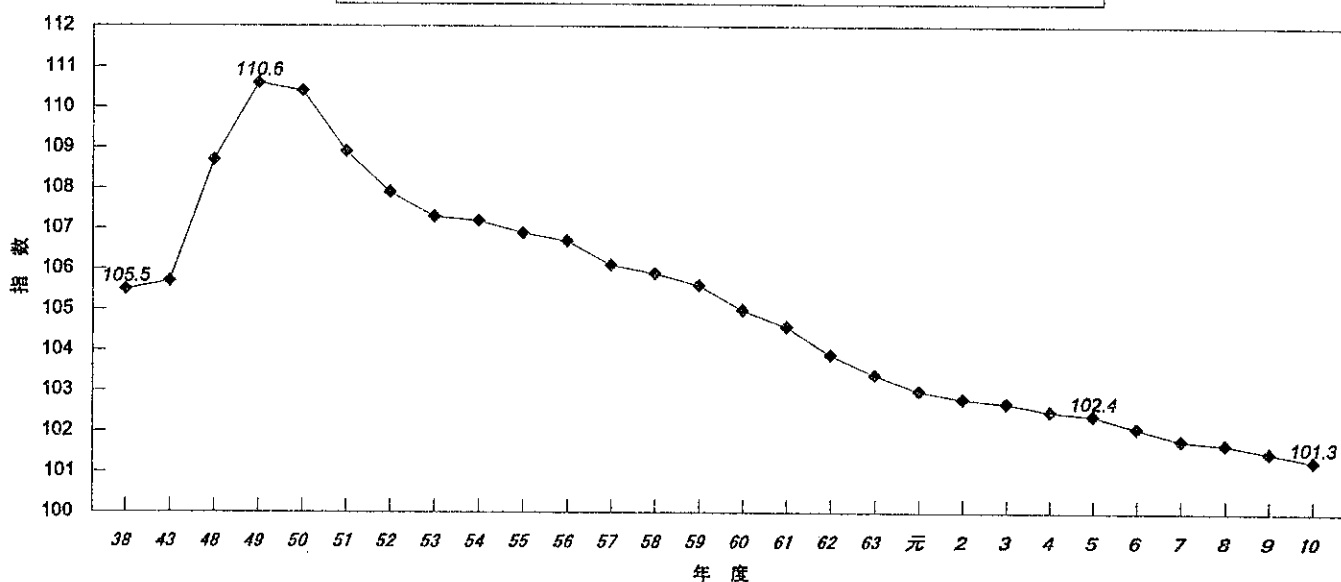
なお、諸外国においては一部、償却資産等が含まれる場合がある。

2 出典は、"OECD Revenue Statistics 1965-1997"、"OECD National Accounts"他による。

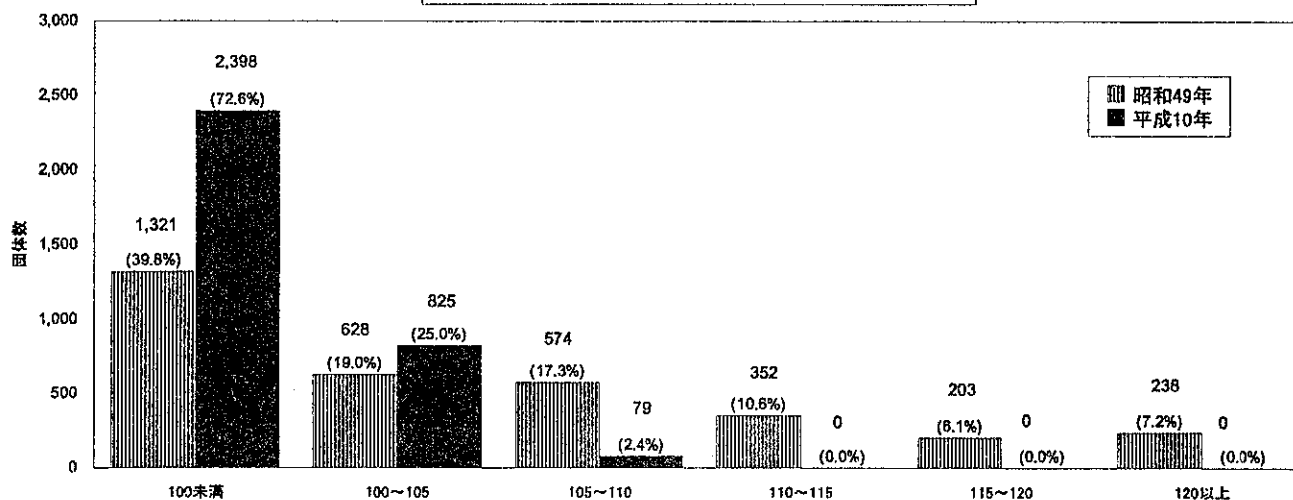
地方公務員の給与水準

- ラスパイレス指数で見ると、**地方公務員の給与水準は、昭和 50 年以降 24 年間一貫して低下**しつつあり、**全地方公共団体平均（職員数による加重平均）で 101.3** となっている。
- ラスパイレス指数の分布状況は、逐年低い階層に移行している。ラスパイレス指数 110 以上の団体は、平成 6 年以降皆無となっており、昭和 49 年当時（793 団体）と比べ、着実に適正化が進んでいる。また、**ラスパイレス指数 100 未満の団体は、平成 10 年には、全団体の 7 割に相当する 2,398 団体（全国体の 72.6%）** となっている。

ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)



ラスパイレス指数の分布状況の推移



平成10年度における都道府県・指定都市の給与改定等の状況

(平成11年4月1日現在)

1. 給与改定実施状況

	完 全 実 施	全部・一部職員抑制等
都道府県(47)	36	11
指定都市(12)	11	1
計 (59)	47	12

2. 給与の抑制等の状況

・ 全部・一部の職員について抑制した団体

茨城県	・・・	課長級(9級、管手18%)以上	6ヶ月改定延伸
埼玉県	・・・	課長級(9級、管手18%)以上	9ヶ月改定延伸
		その他職員	3ヶ月改定延伸
千葉県	・・・	課長級(8級、管手20%)以上	6ヶ月改定延伸
		その他職員	3ヶ月改定延伸
東京都	・・・	全職員	12ヶ月改定延伸
神奈川県	・・・	全職員	9ヶ月改定延伸
愛知県	・・・	全職員	9ヶ月改定延伸
滋賀県	・・・	参事級(8級、管手16%)以上	6ヶ月改定延伸
大阪府	・・・	全職員	12ヶ月改定延伸
岡山県	・・・	全職員	9ヶ月改定延伸
福岡県	・・・	課長級(8級、管手12%)以上	6ヶ月改定延伸
熊本県	・・・	部長級(11級、管手25%)以上	12ヶ月改定延伸
札幌市	・・・	部長級(9級、管手23%)以上	12ヶ月改定延伸

<参 考>

・ 平成11年度以降

- 大阪府 全職員について、普通昇給を2年停止。
- 広島県 全職員について、普通昇給を1年停止。
- 愛知県 全職員について、平成11年4月1日から1年間、給料の3.5～4.5%削減、期末・勤勉手当等の8～16%削減。

・ 平成12年度以降〔議会提案予定〕

- 福岡県 全職員について、平成12年4月1日から2年間、給料の3%削減、管理職手当の3%削減

地方公務員数の状況

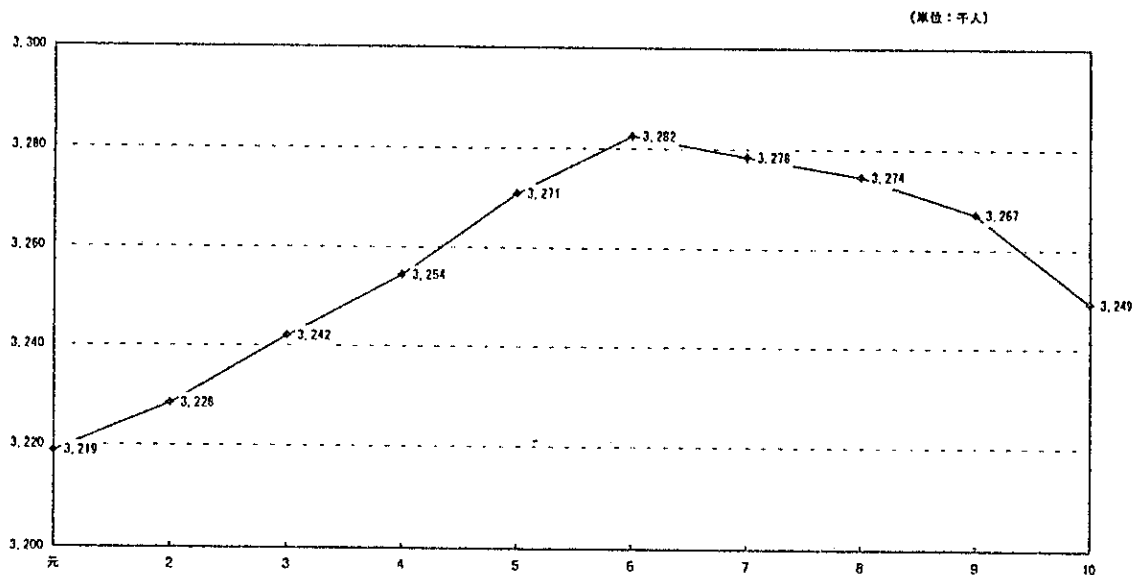
地方公務員の総数は、平成7年から4年連続して減少し、対前年減少数も過去最大（1万7,624人の減）

○ 地方公務員の総数は324万9,494人となった。

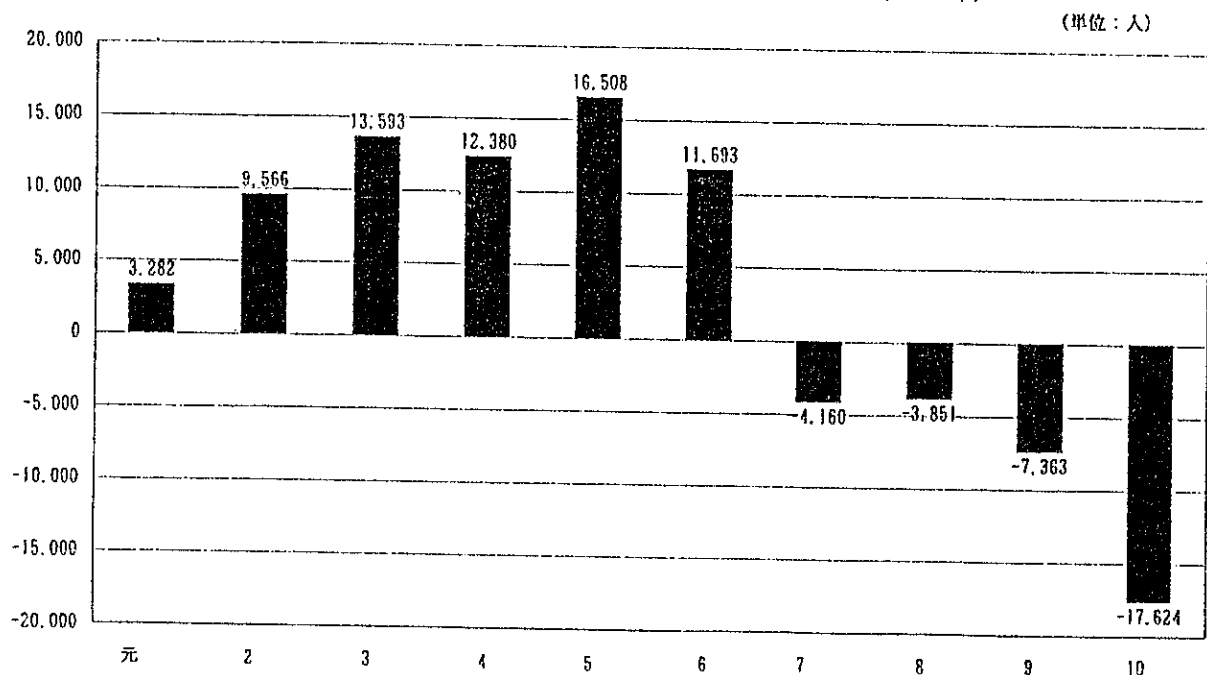
職員総数の内訳

都道府県	170万3,562人（52.4%）
市区町村組合	154万5,932人（47.6%）

地方公共団体総職員数の推移（平成元年～平成10年）



地方公共団体職員数の対前年増減数（平成元年～平成10年）



市町村合併の推進についての政府の取組

- 地方分権推進委員会第2次勧告 (平成9年7月)
- 第25次地方制度調査会答申 (平成10年4月)
- 地方分権推進計画 (平成10年5月 閣議決定)

= 最近の取組等 =

- 自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要。
 - ・ 地方分権の成果を十分に活かすこと
 - ・ 本格的な少子高齢社会における高度かつ多様なサービスの水準の確保
 - ・ 極めて厳しい財政状況の中での効率的、効果的な行政の展開
- 都道府県は、地域全体の発展や住民生活の水準の確保という観点から、市町村の合併を自らの問題として考え、積極的に支援することが重要。
国は、市町村の合併に関する地方公共団体の取組を支援。

1 合併特例法の改正（地方分権一括法）

- ・ 平成11年通常国会において成立（平成11年7月8日）（平成11年7月16日公布・施行）
 - ① 住民発議制度の拡充
 - ② 地域審議会の設置
 - ③ 普通交付税の算定の特例（合併算定替え）の期間の延長
 - ④ 合併特例債の創設

等

2 市町村合併の推進についての指針の作成・通知

- ・ 自治省に市町村合併推進本部を設置（平成11年7月12日）するとともに、市町村の合併の推進についての指針を作成し、都道府県に市町村合併推進要綱の作成を要請（平成11年8月6日）

3 財政措置の拡充

- ・ 合併の障害除去・環境整備、合併後のまちづくり支援
 - ① 普通交付税算定の特例（合併算定替）の期間の延長
 - ② 合併特例債の創設
 - ・ 一体性の確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
 - ・ 地域住民の連帯の強化・旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立
 - ③ 公債費負担格差の解消のための財政措置
 - ④ 合併交付金について平成12年度の予算を要求中

等

4 市町村合併の気運の醸成

- ・ 合併相談コーナー、インターネット等を活用した情報提供
- ・ 広域行政アドバイザーの派遣による助言、積極的な取組の要請

等